

## 第1章 会 員

- 第1条 会員の入会を理事で承認したときは、代表理事（以下「理事長」という）からその旨を通知する。
- 第2条 理事が名誉会員の承認を社員総会（以下「総会」という）に諮るものとする。
2. 名誉会員は、原則として理事または幹事または監事を2期以上務め、会務に功労のあった者より満65歳を過ぎた者を推薦する。
  3. 名誉会員に推薦されたときは、理事長よりその旨を通知する。
- 第3条 正会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし、前年度の会費を納入しない者はこの限りではない。
- 1) 一般社団法人電解水透析研究会（以下「法人」という。）の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること
  - 2) 別に定める投稿規程により論文その他を「研究会関連資料」（以下「関連資料」という）に発表すること
  - 3) 関連資料の配布を無償で受けること
- 第4条 施設会員は、次の権利を有する。
- 1) 施設会員の施設に属する職員は、この法人の主催する学術集会に出席及び研究発表すること
  - 2) 前号の職員は、別に定める投稿規程により関連資料の著者並びに共同著者となること
  - 3) 施設会員は関連資料及び「施設名簿」の配布を無償で受けること
- 第5条 名誉会員は、第3条各号及び総会に出席し参考意見を述べる権利を有する。
- 第6条 賛助会員は、関連資料及び施設名簿の配布を無償で受けることができる。

## 第2章 会 費

- 第7条 正会員の会費は年額3,000円とする。
2. 施設会員の会費は年額3,000円とする。
  3. 賛助会員の会費は年額10,000円とする。
  4. 名誉会員は会費を納めることを必要としない。
- 第8条 正会員が2年以上国外に留学する場合には、この間の会費納入を免除し、4年を限度として休会措置を受けることができる。休会措置を希望する者は、休会届を理事長に提出し理事会の承認を得るものとする。休会期間中、会員歴は継続するが、第3条各号の権利は有しない。
2. 国外在住の正会員には、年会費以外に関連資料送料を請求することができる。

### 第3章 理事、監事および幹事

- 第9条 理事、監事の候補者はすべて社員とし、社員5名の推薦を得た者のうちから、社員総会において出席社員の投票によって選出し、選任する。ただし、社員の推薦には本人の承諾を必要とする。
- 第10条 理事候補者の投票は3名連記とし、得票数の多いものから順次候補者とする。監事候補者の投票は単記とし、得票数の多いものから順次候補者として、理事候補者及び監事候補者の選出を社員総会に諮るものとする。
2. 得票数が同数の場合は、再度投票を行い、なお同数の場合は抽選により当選を決める。
  3. 理事、監事の数 は理事が決定する。
- 第11条 理事及び監事の任期中に欠員が生じた場合には、そのつど理事にはかり、第10条の候補者の得票数次点の者から順次選任するものとする。

### 第4章 学術集会

- 第12条 学術集会の開催は、社員総会の承認を得てこれを定める。

### 第5章 補則

- 第13条 定款及びこの細則の施行に関し必要な規則は、社員総会の承認を得てこれを定める。
- 第14条 この細則を改正する場合には、社員総会の承認を得なければならない。

#### 附則

1. この細則は、令和2年5月30日から施行する。

上記細則に相違ないことを確認した。

令和2年 5月 30日

一般社団法人電解水透析研究会